

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 大臣官房に置く参事官を十人とする事。

(第十九条関係)

二 情報通信国際戦略局参事官のうち、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとされてい
る参事官を一人とすること。

(第六十七条関係)

三 統計局及び同局統計調査部並びに同部調査企画課の所掌事務を変更すること。

(第十三条及び第一百六条関係)

四 統計局統計情報システム課を廃止し、同課の所掌事務を新設する同局統計作成支援課及び統計利用推
進課並びに統計情報システム管理官に移管すること。(第一百十二条、第一百十三条及び第一百十四条関係)

五 統計局統計調査部経済基本構造統計課を廃止し、同課の所掌事務を同部経済統計課並びに新設する統
計局統計作成支援課及び統計情報システム管理官に移管すること。

(第一百十八条及び第一百十八条の二関係)

六 恩給企画管理官の所掌事務を変更するとともに、恩給審査官を廃止すること。(第一百二十条関係)

七 統計研修所の所掌事務を変更するとともに、同所の名称を統計研究研修所に変更すること。

(第百十一条、第百二十六条、第百三十一条及び第百三十二条関係)

八 自治行政局市町村課の設置期間の特例を廃止すること。

(附則第九条関係)

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 附則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行すること。